米アップル社対島野製作所特許侵害事件



元大阪大学大学院経済学研究科講師 西口 博之

目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 米アップル社対島野製作所事件
 - 1. 事件の概要
 - 2. 裁判管轄の合意に関する中間判決
- Ⅲ. 米アップル社対島野製作所特許侵害訴訟
 - 1. 平成28年3月17日東京地裁判決
 - 2. 平成28年10月26日知財高裁判決
- IV. 島野製作所の特許権審決訴訟
 - 1. その背景
 - 2. 平成29年4月18日審決取消し請求事件
- V. 今後の問題点
- VI. おわりに

I. はじめに

多国籍巨大メーカーと我が国の中小企業との特許侵害並びに独禁法違反事件として世間の注目が集まった米アップル社対島野製作所による渉外紛争は、先ずその紛争の裁判をどこの国で行うかという国際裁判管轄権の問題でその中小企業が勝訴したこともあり、より多くの関心を呼んできた。

然しながら、その後の本命である特許侵害紛争に関しては、その勢いを削ぐ様な結果が見られ、残る独禁法違反事件にも悪影響を及ぼし兼ねない状況となった。

本稿では、この紛争の背景と事件の中核ともなる特許侵害紛争に係る裁判所の判断並びに特許権審決訴訟を中心として、今後の独禁法違反事件に及ぼす影響等について論じるものである。

Ⅱ. 米アップル社対島野製作所事件

1. 事件の概要

米アップルに部品を供給していた島野製作所は、平成26年8月1日アップル社に対して独占禁止法違反(リベート支払い等に関する損害賠償請求)等を理由とする訴訟を提起するとともに、同年8月6日特許権侵害(一部のアップル製品についての販売差し止め及び損害賠償請求)について東京地裁に訴訟提起した¹。

これに対して、先ず平成28年2月15日東京地裁(第16部)は独占禁止法違反や特許権侵害があったとして損害賠償を求めた訴訟につき、裁判の管轄についての中間判決を出した。両社の契約書には、「紛争はアップルの本社がある米カリフォルニア州の裁判所で解決する」との合意があったため、先ず日本の裁判所で審理できるかどうかが争われた²。

しかし、日本の民事訴訟法では、係争地の合意は個々の取引契約ごとに定めなければ無効と定められており、このアップルと島野製作所との合意は包括的にカリフォルニア州と定められていたので、裁判所は裁判の管轄についての両社の合意は無効と判断し、審理を東京地裁で続けると決定した(事件番号:平成26年(ワ)第19860号)³。

2. 裁判管轄の合意に関する中間判決4

今回の東京地裁の中間判決での異議の申し立ては出来ず、且つ判決では、「裁判管轄の合意は、国際事件であれ、国内事件であれ、一定の法律関係に基づいた訴えに関して行われたものでない限り無効だ」と判示されており、国際事件(平成24年4月1日以降の契約に対する民訴法第3条の7の適用)又は国内事件(民訴法第11条の2の適用)のいずれの場合も適用されると判断されている。

今回の紛争に先立って、平成21年9月に島野製作所とアップル社との間の部品供給契約には、Master Development and Supply Agreement(MDSA)と言う契約書の一部を構成する付属条項が規定されている文書が交換されていた。その一つの条項が当事者間の紛争解決のための規定で、次の様な規定となっていた。

- (イ) 両者が一名ずつ上級管理職を選出し話合いを行う。
- (ロ) クレームの申し立てから60日経過しても (イ) で解決できない場合、カリフォルニア州で

¹ 平成26年9月12日島野製作所HP参照。平成26年年3月4日鈴木健文「日本の中小企業がアップルを提訴・裁判が出来るのはアメリカだけ?契約書に定められた裁判地の有効性、島野製作所対アップル社から見る国際裁判管轄」『Wedge Infinity』並びに平成26年3月11日前田葉子「米アップル社と日本の製造会社との間の米国デラウエア州裁判所を専属管轄とする紛争解決条項を無効とした判決について」『CY Newsletter』Vol.7参照。

² 平成28年2月17日付け日本経済新聞記事参照。

³ 遠藤元一「排除的管轄合意を無効としたアップル・島野訴訟中間判決」『NBL』第1073号(2016年)36頁以下並びに道垣内正人「国際裁判管轄合意の有効性―東京地裁平成28年2月15日中間判決をめぐって」『NBL』第1077号(2016年)25頁以下を参照。

⁴ 西口博之「クロスボーダー訴訟と合意管轄 (3)」『商事法務ポータル』 第633号 (2016年 4 月18日) 参照。